

## フィリピン 投資制度 外資に関する規制

## 「その他規制」詳細

1. 生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額の変更について ..... 1
2. 年次報告書提出義務について ..... 2
3. 財務諸表提出期限の変更について..... 2
4. 年次報告書（GIS）及び財務諸表（AFS）の提出について ..... 2
5. コーポレート・ガバナンス法（金融機関） ..... 3
6. 新領収書発行申請手続き等について..... 3

## 1. 生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額の変更について

2012年6月1日、財務省は省令第15-2012を発行し、生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額要件を変更した。

生命保険、非生命保険、再保険会社の最低資本金額の変更については以下のとおり。以前、生命保険、非生命保険会社については海外資本比率に応じて最低払込資本金が定められていたが、今回から海外資本比率には拠らず、一律となった。

## 生命保険、非生命保険会社の場合

| 最低純資産額 | 最低払込資本金額 | 移行期限        |
|--------|----------|-------------|
| 6億ペソ   | 2.5億ペソ   | 2012年12月31日 |
| 6億ペソ   | 4億ペソ     | 2014年12月31日 |
| 6億ペソ   | 6億ペソ     | 2016年12月31日 |
| 6億ペソ   | 8億ペソ     | 2018年12月31日 |
| 6億ペソ   | 10億ペソ    | 2020年12月31日 |

## 再保険会社の場合

| 最低純資産額 | 最低払込資本金額 | 移行期限        |
|--------|----------|-------------|
| 20億ペソ  | 10億ペソ    | 2012年12月31日 |
| 20億ペソ  | 12億ペソ    | 2014年12月31日 |
| 20億ペソ  | 14億ペソ    | 2016年12月31日 |
| 20億ペソ  | 17億ペソ    | 2018年12月31日 |
| 20億ペソ  | 20億ペソ    | 2020年12月31日 |

## 2. 年次報告書（GIS）提出義務について

全ての会社（外国企業の支店、駐在員事務所、地域本部、地域運営本部を含む）はオンライン提出システムである eFAST（従前の OST）を通じて、証券取引委員会（SEC）に、以下の期限から 30 日以内に、SEC 所定様式の年次報告書（General Information Sheet）を提出する義務があるとされている（SEC2024 年 1 月 27 日付覚書回覧第 2 号）。

- (1) 株式会社については、実際の年次株主総会の開催日
- (2) 非株式会社については、実際の年次社員等の総会の開催日
- (3) 外国法人の場合は、各 SEC ライセンス発行日から 1 年毎の対応日

## 3. 財務諸表（AFS）提出期限について

証券取引委員会（SEC）覚書回覧により、全ての会社（外国企業の支店、駐在員事務所、地域本部、地域運営本部を含む）は、2023 年 12 月 31 日決算の会社の場合、SEC 登録／ライセンス番号の末番号に基づき、以下のスケジュールで SEC に年次財務諸表（AFS：Annual Financial Statement）を提出する必要がある（2024 年 1 月 27 日付覚書回覧第 2 号）。

- 1・2 の場合：4 月 29 日、30 日、5 月 2 日、3 日、6 日、7 日、8 日、9 日、10 日
- 3・4 の場合：5 月 13 日、14 日、15 日、16 日、17 日、20 日、21 日、22 日、23 日、24 日
- 5・6 の場合：5 月 27 日、28 日、29 日、30 日、31 日、6 月 3 日、4 日、5 日、6 日、7 日
- 7・8 の場合：6 月 10 日、11 日、13 日、14 日、17 日、18 日、19 日、20 日、21 日
- 9・0 の場合：6 月 24 日、25 日、26 日、27 日、28 日、7 月 1 日、2 日、3 日、4 日、5 日

決算日が 12 月 31 日ではない会社は、決算日から 120 日以内に提出しなければならないとされる。なお、上場会社、公開会社には特別の規制が適用され、決算日から 105 日以内の提出が義務付けられている。

## 4. 年次報告書（GIS）及び財務諸表（AFS）の提出について

株式会社、非株式会社を問わず、すべての会社は年次報告書（GIS）や年次財務諸表（AFS）を、eFAST を通じて提出する。eFAST でまだ受け付けられていないその他の報告書は、ictdsubmission@sec.gov.ph 宛てに電子メールで提出することができる。窓口および/または郵送または宅配便による SEC エクスプレス・ナショナル・サブミッション（SENS）施設を介した報告書の提出は、今後は受け付けられない。eFAST における AFS および GIS の

登録および提出で発生する問題については、<https://www.sec.gov.ph/contact-us/>に掲載されている SEC コンタクトセンターのメールアドレスおよび電話番号を通じて対応することとされている（SEC2024年1月27日付覚書回覧第2号）。

## 5. コーポレート・ガバナンス法（金融機関）

フィリピン証券取引委員会覚書回覧第5号（2010年8月6日公布、即日施行）において、修正コーポレート・ガバナンス法（フィリピン証券取引委員会覚書回覧第6号、2009年）を遵守しなければならない金融機関（financing companies）は以下のいずれかを満たす場合のみとなった。

- (1) 総資産が5,000万ペソ以上
- (2) 議決権株式の40%超を外国人が持つ
- (3) コマーシャル・ペーパー（CP）を発行している

いずれかを満たす金融機関は、コーポレート・ガバナンス・スコアカードの3年毎の提出が義務付けられる。

## 6. 領収書の形式について

フィリピンでは領収書（invoices）はフィリピン国税局（BIR）に登録後、BIR 指定の印刷所で印刷することが税法で定められている（税法第237条）。2024年に施行された納税容易化法（共和国法第11976号）では、付加価値税（VAT）登録者は物品およびサービスに対して、公式領収書（OR）ではなく VAT 請求書を発行することが義務付けられた。

2013年8月8日、証券取引委員会は、評価の方法と公正意見書の発行に関するガイドライン（覚書回覧第13-2013）を出した。本ガイドラインは、義務的公開買付の行使に先立って発行される公正意見書の品質と信頼性を高め、他の司法権力においても模範となるような委員会規則に沿うために発行された。本回覧は、提示される義務的公開買付が受け入れられる価格であるかどうかの公正意見書が出される前に遵守しなければならない資格要件を規定し、ガイドラインを提示している。

2014年1月21日、証券取引委員会は、資産評価に関するガイドライン（覚書回覧2-2014）を出した。本回覧は、公益の利益を背負う登録企業の評価の記録や資産評価への信頼と品質を高めるため、資産評価に関するガイドラインを提示している。次の会社で、資産が不動産である場合には、SEC 認定評価会社からの評価の対象となる。

- (a) 公開会社および委員会から二次的にライセンスを受けた者（会社法第62節に定めるところにより株式と引き換えに資産の受け取りを申し出る証券規制法（Securities Regulation Code :SRC）68に定義された重要な子会社を含む）。
- (b) 株式または資産と引き換えに資産を他者に譲渡することを申し出る、公にまたは公開会社に向けて証券を発行した者。この取引において、証券の発行人の資産と引き換える契約事業体または公開会社も SEC 認定評価会社またはプロフェッショナル・サービス機関（Professional Services Organization: POS）からの評価の対象となる。
- (c) 公開会社、二次的にライセンスを受けた者およびそれらの重要子会社でフィリピン財務報告基準（Philippine Financial Reporting Standards: PFRS）に従って不動産を鑑定した公正価格モデルを採用した会社
- (d) 配当決議がなされた資産または企業合併によって取得した非金融資産を持つ公開会社および二次的にライセンスを受けた者
- (e) 委員会が評価会社の評価を必要と判断したその他の事業体または取引  
公開会社でない会社または二次的にライセンスを受けた者およびその不動産については、専門規制委員会（Professional Regulation Commission: PRC）の免許を持ちかつ不動産サービス専門規制委員会に登録された評価人によって評価されなければならない。